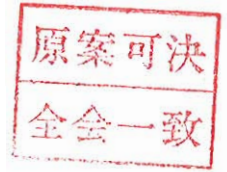


第1号発議案



地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 議会運営委員長 中原 八一

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方公共団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専門化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、早急な対応が必要となっている。

よって国会並びに政府におかれては、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため、地方自治法について、下記のような所要の改正を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方議会議員の職責又は職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。
- 2 地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様

原案可決
全会一致

第2号発議案

在沖縄米軍海兵隊員による少女暴行事件に抗議する
意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 総務文教委員長 沢野 修

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

在沖縄米軍海兵隊員による少女暴行事件に抗議する意見書

2月10日に発生した在沖縄米軍海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による少女暴行事件は、女性に対して肉体的、精神的な苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、同じ日本国民として断じて許すことのできないものである。

また、この事件を受け、沖縄県などの基地に所属する軍関係者に対し、公務などの場合を除いて基地外への外出を禁止措置をとっているにもかかわらず、嘉手納基地の米軍属が覚せい剤取締法違反の疑いで逮捕され、また、米兵が建造物侵入容疑で逮捕されたところである。

このような事件が、いく度も繰り返されることは、沖縄県民の米軍に対する不信感を増大させるばかりではなく、日米両国の友好関係にも大きな影響を及ぼすものと懸念するところであり、本県議会はこのたびの事件に強く抗議するものである。

よって国会並びに政府におかれては、米軍人・軍属による犯罪の根絶のため、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な防止策について万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
外 務 大 臣	高 村 正 彦 様
防 衛 大 臣	石 破 茂 様
沖縄及び北方対策担当大臣	岸 田 文 雄 様

原案可決
賛成多数

第3号発議案

北朝鮮に対する経済制裁措置の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 総務文教委員長 沢野 修

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

北朝鮮に対する経済制裁措置の継続を求める意見書

北朝鮮による拉致事件に関しては、北朝鮮は「解決済み」との立場を変えておらず、その解決に向けてなんらの動きも見られない状況にある。

しかしながら、米国においては、一部においてテロ支援国家指定の解除に向けた動きが活発化するなど、拉致被害者の一日も早い帰国を待ち望んでいる家族をはじめ日本国民にとっては、大きな支えの一つを失う結果となることが懸念される。

このような状況において、北朝鮮に対する我が国の経済制裁措置が4月13日に期限を迎えることとなるが、拉致事件の解決のためには、引き続き北朝鮮に対して厳しく経済制裁をはじめとした圧力をかけ、解決に向けて交渉のテーブルにつけさせる必要があるものと強く認識する。

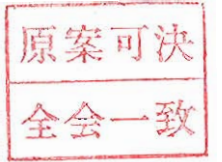
よって国会並びに政府におかれては、一日も早い拉致事件の解決を図るため、引き続き北朝鮮に対する経済制裁措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
外 務 大 臣	高 村 正 彦 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様
防 衛 大 臣	石 破 茂 様
内 閣 官 房 長 官	町 村 信 孝 様



第4号発議案

新・過疎法制定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 総務文教委員長 沢野 修

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

新・過疎法制定に関する意見書

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や生産性の向上など、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、過疎地域における人口の減少と少子・高齢化の進行が一段と厳しさを増しており、農林水産業をはじめとする地場産業の衰退、路線バスなどの公共交通機関や郵便局等の廃止や縮小、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域の問題は極めて深刻な状況にある。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して食料や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供すると共に、森林による地球温暖化防止や国土保全に貢献するなど多面的かつ重要な機能を担っており、引き続き国全体で特別な支援を行っていく必要がある。

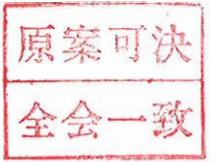
よって国会並びに政府におかれては、過疎地域の重要性に鑑み、平成21年度末で失効する過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな法律を制定し、引き続き総合的な過疎対策を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
農 林 水 産 大 臣	若 林 正 俊 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様



第5号発議案

C型肝炎被害者の救済に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

C型肝炎被害者の救済に関する意見書

このたびの薬害肝炎訴訟において制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテや投薬証明によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に、症状に応じて給付金が支払われることとなった。

しかしながら、フィブリノゲンなどの血液製剤の投与により、C型肝炎に感染している患者は1万人以上といわれているが、カルテなどで投与の事実が証明できるのはごく限られるものと見られている。

C型肝炎は感染してから発症までに10年から20年を経過するのに、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、救済対象から外されかねない状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、衆参両議院の厚生労働委員会で決議もなされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

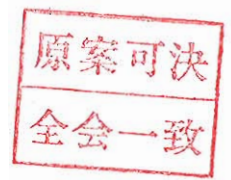
記

- 1 カルテがないC型肝炎患者についても、手術記録、投薬指示書等の書面、医師等の投与事実の証明又は本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。
 - 2 患者・家族・遺族や代理人弁護士などから対象製剤の投与事実の照会を受けた際には、カルテ、レセプト、手術記録、看護記録などを最大限調査して開示し、担当医師らの証言を得られるよう、医療機関等に協力の要請、指導を行うこと。
 - 3 ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。
 - 4 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消、治療薬、治療法の開発促進を図ること。
 - 5 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
法 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 様



第6号発議案

介護保険制度の改正に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進む中で、介護保険は介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっている。

そうした中で、介護予防に重点が置かれた改正介護保険法により、軽度の要介護者のサービス給付内容が再編され、また、介護老人福祉施設等の利用にかかる食費や光熱水費・居住費が自己負担となった。

介護保険を持続可能な制度とすることは、これからわが国が迎える超高齢社会において、国民が安心かつ安定して暮らしを営むために欠かせないものであるが、サービス水準を低下させ、新たな自己負担の導入によって介護保険が使いづらいものとなれば、介護保険制度創設の主旨を大きく損ねることとなる。また、制度を運用するにあたっては、介護保険制度の信頼を高めていくことが肝要である。

よって国会並びに政府におかれては、介護保険制度の安定と充実のために、次の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

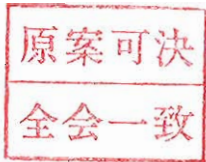
記

- 1 要介護認定にバラツキがでないよう、認定基準の適正化をはかること。
 - 2 療養病床再編については、介護療養型老人保健施設等への転換を円滑に進め、良質な介護・医療が提供できる体制を整備すること。
 - 3 介護職員の労働条件の改善と資質向上の取組の拡充を図ること。
 - 4 介護事業者が適切に事業を行うよう、指導・監督を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 様



第7号発議案

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を 求める意見書

現在は、子どもが携帯電話やパソコンから簡単に接続できる状況にあるなど、インターネット上では違法・有害情報の氾濫が事実上野放し状態となっている。出会い系サイト等を通じて、実際に子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発している。

また、「学校裏サイト」と呼ばれる匿名掲示板には、子どもによる誹謗中傷が書き込まれ、いじめの温床になっているなどの問題も起きている。

総務省は、携帯電話会社に要請し、違法・有害情報を制限する「フィルタリングサービス」に18歳未満の利用者を自動的に加入させるよう取組を進めているが、親の名義で子どもが利用している場合には適用されないなど、十分なものではない。また、技術的な対応だけでなく、子どもへのメディアリテラシー教育や保護者に対する啓発活動の取組も不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、下記事項に取り組むほか、子どもをインターネット上の違法・有害情報から守るための総合的な施策を強力に推進することを要望する。

記

- 1 子どもに対するメディアリテラシー教育の推進並びに保護者の啓発に努めること。
- 2 違法・有害サイトの利用防止のための活動を行う団体に対して財政支援を含めた協力を行うこと。
- 3 違法・有害情報を制限するフィルタリングにかかる技術開発・普及啓発の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
文部科学大臣	渡海紀三朗様
国家公安委員長	泉信也様
警察庁長官	吉村博人様



第8号発議案

配合飼料価格の高騰対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 産業経済委員長 岩村良一

新潟県議会議長 長津光三郎様

配合飼料価格の高騰対策を求める意見書

本県畜産業は農業における基幹部門として、安全・安心、高品質な畜産物を生産し、消費者に安定的に供給することを理念に、生産者と関係諸団体、行政が一体となって産地づくりに取り組んできたところである。

しかしながら、米国のバイオエタノール需要等に端を発した配合飼料価格の急騰で、畜産農家の経営は厳しい状況におかれている。

一方、畜産物価格は少子高齢化や消費者の食の多様化により、消費の伸びが見られず低迷し、畜産物の生産コストの上昇分が小売価格に反映されていない状況にある。

これまで生産者は飼料価格の上昇に対し、家畜の生産性の向上や自給飼料の増産等、畜産物の低コスト生産に努めてきたものの、経営努力によるコスト吸収は限界に達しているばかりか、今後さらなる生産資材の上昇が懸念され、畜産経営の存続が危ぶまれる状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、配合飼料価格高騰の影響を緩和するとともに、畜産経営の安定と国産畜産物の安定的な供給を図るため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 畜産物価格関連対策と配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化を図ること。
- 2 国産畜産物の安定生産を確保するため、一定の所得を保証し、再生産が可能となる畜産経営安定制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
農 林 水 産 大 臣	若 林 正 俊 様



第9号発議案

2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック 競技大会の東京招致を支援する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 八 一	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎		
賛成者	小 林 一 大	富 樫 一 成	佐 藤 卓 之
	市 村 孝 一	榆 井 辰 雄	小 島 洋 隆
	片 野 孝 一	桜 井 甚 良	西 齋 孝 惇
	佐 藤 莞 国	岩 早 小 帆	尾 小 渡 三 石
	金 谷 野 松 二	伊 佐 夫 修	内 市 志 佐
	中 村 石 星 進	直 昭 太 増 雄	横
	竹 若 青 宮 皆	山 月 木 崎 川	
		山 谷 大 佐 小 松 中 長	
		川 谷 川 川 川 川	
		一 秀 雄 治 機 守 健 幸 元 又 ヨ 子 子 子 子 子	
		謙 英 信 芳 キ 力 き	

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

1964年に戦後復興の象徴として開催された第18回オリンピック東京大会から早くも44年が過ぎたが、その間、経済は発展し都市空間も大きく変貌を遂げると共に、高度情報化とグローバル化の進展により、いまや地球が小さくなったと感じられる状況にある。

しかしながら、いまだに解決できない文化や民族の違いによる地域間紛争あるいは頻発するテロの横行や、人類滅亡の引金ともなりうる地球温暖化の問題が大きくクローズアップされるなど、全人類が希求しているにもかかわらず、いまだに世界平和と人類の調和が実現されているとは言いがたい状況にある。

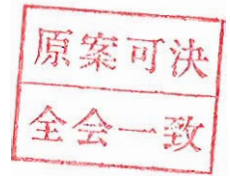
平和の祭典、スポーツを通じて平和と人類の調和を希求するオリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することは、日本が世界平和と人類の調和を強く求めると共に、地球環境保護に対して強い意思を持って進めていくことを世界に発信する絶好の機会でもある。

よって本県議会は、2016年開催の第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会の日本開催を心から希求すると共に、東京都の招致活動を全面的に支援・協力するものである。

以上、決議する。

平成20年3月19日

新潟県議会



第10号発議案

建設労働者の雇用確保と労働条件向上についての決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
 沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
 三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

建設労働者の雇用確保と労働条件向上についての決議

建設産業は、本県の地域経済の振興と雇用を担う重要な基幹産業であり、良質な社会資本整備の担い手として、また、除雪や災害復旧など、地域の安全・安心を確保する上で欠かすことのできない存在である。

しかるに、建設産業の担い手は、高齢化が進み、若年の新規労働力の確保が難しくなってきている。建設労働者の待遇が著しく低いことが、他産業に労働力を移転させている。

また、昨今の建設投資の抑制による受注機会の減少や競争の激化を背景に低価格入札が頻発し、本県の建設労働者の賃金実態を反映する公共工事設計労務単価は、全国43位と著しく下位に低迷している。

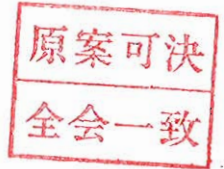
建設業の付加価値額を引き上げることなしに、本来、必要な建設労働者の雇用確保と労働条件の向上を行うことは極めて困難な状況と言わざるを得ない。

よって本県議会は、建設労働者の雇用確保と労働条件の向上のため、最低制限価格の引き上げなどの低価格入札対策をはじめとする抜本的な取り組みを早急に実施すべきことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成20年 3月19日

新 潟 県 議 会



第11号発議案

柏崎刈羽原子力発電所の安全確保と安全規制体制の充実
・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

柏崎刈羽原子力発電所の安全確保と安全規制体制の充実・強化を求める意見書

昨年7月に発生した新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原子力発電所も被災し様々なトラブルが発生したことにより、立地地域住民をはじめ多くの国民が、原子力発電所の耐震安全性に大きな不安を持つこととなった。

さらに、東京電力が実施した柏崎刈羽原子力発電所の周辺海域での活断層の再評価結果について、平成15年に報告を受けていた事実を国も公表しなかったことが明らかになり、今だに多くの県民が、原子力安全・保安院のチェック体制と、原子力発電及び原子力行政に対する不信を持っている。

これまで東京電力が行った原子炉内の目視点検調査では、損傷・変形・脱落など施設の安全性に影響を与える重大な異常は確認されておらず、また、国では「新潟県中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を設置して検討を進めているところであるが、依然として県民の不信と不安は払拭されていない状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、これら地域の実情をご賢察いただき、原子力発電の安全確保と信頼性の確立並びに立地地域住民の不信と不安の解消を図るため、次の事項について速やかに十分な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 原子力発電所の設備健全性の確認や耐震安全性の評価に当たっては、国が責任を持って厳正に確認するとともに、その確認状況を地域住民に分かりやすく説明するなど情報公開を徹底し、立地地域に十分配慮した対応を行うこと。
特に、地質問題については、様々な意見があることから十分に議論を行うとともに、必要に応じて自ら調査を行うなど、積極的な対応に努められたいこと。
- 2 新潟県中越沖地震の検証を含む最新の知見により、平成18年9月に策定された新しい耐震設計審査指針の妥当性を早急に検証するとともに、必要に応じて耐震設計審査指針の見直しを行うこと。
- 3 原子力発電所が大規模自然災害等により被災した場合には、国が自律的に原子力事業所の状況を把握し、速やかにその内容を国民に公表できる体制を構築するとともに、地域住民の安心確保のため、原子力事業者に対する危機管理体制の充実・強化に向けた指導・監督を強化すること。
- 4 データ改ざん等に引き続く今回の事態への対応により、国に対する信頼が大きく損なわれていることから、安全規制を担当する原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立を含めた原子力安全規制体制のあり方について早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
原子力安全・保安院長
原子力安全委員会委員長

河野洋平 様
江田五平 様
福田康夫 様
利根晴康 様
甘月田 様
望月田 様
薦鈴木 様
篤篤之 様

原案可決
全会一致

第13号発議案

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年3月19日

提出者 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書

2008年に京都議定書の第一約束期間を迎え、地球温暖化対策は、洞爺湖サミットにおいて主要議題になることが必至であるとともに、国内外の最重要課題になっている。

日本は、温室効果ガスの排出量を1990年の水準から6%削減することを京都議定書により国際公約していることから、自らの国際公約を着実に達成し、ポスト京都を見据えた地球温暖化対策において、サミット議長国としてリーダーシップを発揮する責務がある。

また、地球環境問題は各国の複雑な利害関係がぶつかり、国際的な合意を得ることには困難が伴うだけに、日本自身が「脱地球温暖化」の戦略に向けた明確なビジョンを確立し、先進的な取り組みを示す必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、中長期的な温室効果ガス削減目標の設定や、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引市場の創設、地球温暖化対策税の導入など、地球温暖化対策、温室効果ガス削減の推進に向けた強力な取り組みを実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
外務大臣	高村正彦様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
経済産業大臣	甘利明様
環境大臣	嶋下一郎様
内閣官房長官	町村信孝様